

2019年5月28日

各位

会社名 ミナトホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 若山 健彦
(東証 JASDAQ コード: 6862)
問合せ先 執行役員経営企画部門長 三宅 哲史
(TEL 03-5847-2030)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

本日発表いたしました「取締役及び監査役の報酬額改定、並びに取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載のとおり、2019年6月25日開催予定の第63回定時株主総会における議案の承認を条件として、当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。自己株式の取得は当社取締役に対して交付する譲渡制限付株式に充当すること、また、将来の機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

2. 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類	当社普通株式
② 取得する株式の総数	10万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合: 1.34%)
③ 株式の取得価額の総額	2,000万円(上限)
④ 株式を取得する期間	2019年5月29日から2020年3月31日まで
⑤ 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(参考) 2019年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	7,444,799株
自己株式数	3,115株

以上